



議案第百十七号

三朝町農業共済条例の一部改正について

次のとおり三朝町農業共済条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和五十一年十二月二十三日

三朝町長 松村喬成

昭和五拾五年拾貳月廿五日 原案可決

三朝町議会議長牧田禎

三朝町条例第 号

三朝町農業共済条例の一部を改正する条例

三朝町農業共済（昭和三十九年三朝町条例第十一号）の一部を次のように改める。

第三条第一項第二号中「及び病虫害」を「病虫害及び獣害」に改める。

第四十二条中「春蚕繭については桑の発芽期から」を「春蚕繭については桑の発芽期前の十二月一日から」に改める。

第四十三条第二項第三号中「第百六条第三項」を「第百六条第六項」に改める。

第四十九条第四項中「第百九条第五項」を「第百九条第六項」に改める。

第五十条中第二号を削り、第三号を第二号とする。

別表第二を次のように改める。

別表第二（第四十七条関係）

蚕繭共済の共済金額及び共済掛金率表

共済目的	危険階級	地 域	箱当たり 共済金額	共済掛 金率	同上の負担区 分	
					国庫負 担率	農家 負担率
春 繭	一 B	福山、合谷、下西谷	二二〇〇〇円	二〇三%	五五%	四八%
	三甲 B	鎌田、本泉、東小鹿	二二〇〇〇	五五%	二九%	二六%
	四 B	西小鹿、大瀬、今泉、森	二二〇〇〇	三二%	一七%	一五%
	六 B	笏賀、木地山、福本、牧、柿谷	二二〇〇〇	二六%	一四%	一一%
	二乙 B	木地山、下西谷、柿谷	一七〇〇〇	五四%	二七%	二七%
	五 B	合谷、東小鹿、福山、笏賀	一七〇〇〇	二八%	一四%	一四%
初秋 繭	六 B	福本、牧、今泉、本泉、森、鎌田、大瀬、西小鹿	一七〇〇〇	二六%	一三%	一三%
	三甲 A	福本、合谷、牧	一七〇〇〇	六七%	三四%	三三%
	四甲 A	下西谷、木地山、福山	一七〇〇〇	四八%	二四%	二四%
	四乙 A	柿谷、今泉、大瀬、森	一七〇〇〇	四三%	二二%	二二%
	六 A	東小鹿、本泉、鎌田、笏賀、西小鹿	一七〇〇〇	二五%	一三%	一一%
	蚕繭					

附 則

この条例は、鳥取県知事の認可のあつた日から施行し、昭和五十一年十二月一日から適用する。